

地域・産業の振興

半島振興法の延長・充実

現 状

- ・半島地域は、他の地域と比べ人口減少や少子・高齢化が進行し、特に半島先端部及び中間部において深刻な状況
- ・さらに、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、その地理的要因から、風水害や土砂災害、地震・津波等により孤立する地域が存在するなど、災害に対しても脆弱である
- ・一方で半島地域は、豊かな自然と独自の歴史・文化を有し、食料の安定的な供給、国土や自然環境の保全など、国民の利益を増進する重要な役割を担っている

課 題

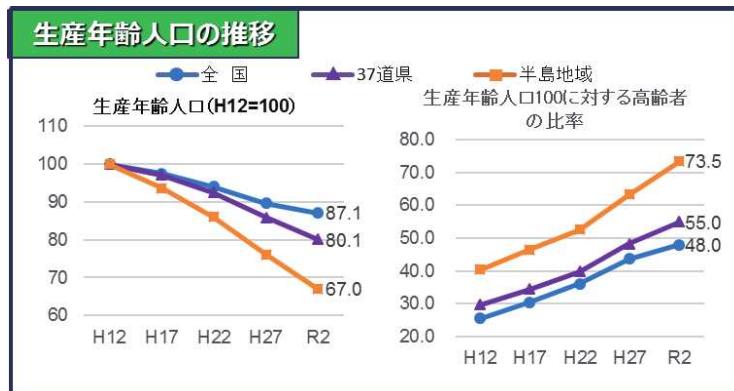
- ・高規格道路網の整備は進みつつあるが、半島地域には未だ多くのミッシングリンクが存在しており、半島付け根部から先端部までの移動には多大な時間を要し、地震・津波などの大規模災害発生時には、先端部被災地への迅速な救援隊派遣や物資の輸送に困難が伴う
- ・地理的な要因から条件不利である半島地域において内発的発展を図るために、雇用機会の拡大、安定的な就業機会の確保のため、民間事業者による投資を促進する必要がある
- ・他の地域と比べ人口減少や少子高齢化が進行している半島地域において自立的発展を図るためには、地域資源や特性を活かした地域交流、産業振興、移住定住促進等の取り組みを一層推進する必要がある



具 体 的 な 措 置

半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び国土の均衡ある発展に資するために、令和6年度末に法期限を迎える半島振興法を延長し、更なる充実についての特段の配慮を行うこと

○半島地域における生産年齢人口の推移、課税対象所得、財政力指数



○紀伊半島における災害発生時の防災拠点からの移動時間



クビアカツヤカミキリ対策の強化

現 状

○和歌山県内で被害が拡大

- ・2019年に初めてかつらぎ町で被害を確認以降、紀北地域のももやすもものほか、公園や街路樹のさくら等で被害が拡大
- ・被害は、ももやうめの主産地にまで拡大し、危機的な状況

○本県の取組

- ・試験研究、発生調査・指導、啓発
- ・被害拡大防止のため、県単独事業で被害樹の伐採、拔根、樹幹注入等の経費に対する支援を実施

課 題

○県の研究機関は国の研究機関等と連携し、生態解明や防除対策に関する研究に取り組んでいるが、現時点では抜本的な対策は確立されていない

○農地における被害まん延地域では、被害拡大防止と経営維持の取組を
一体的に行う必要がある

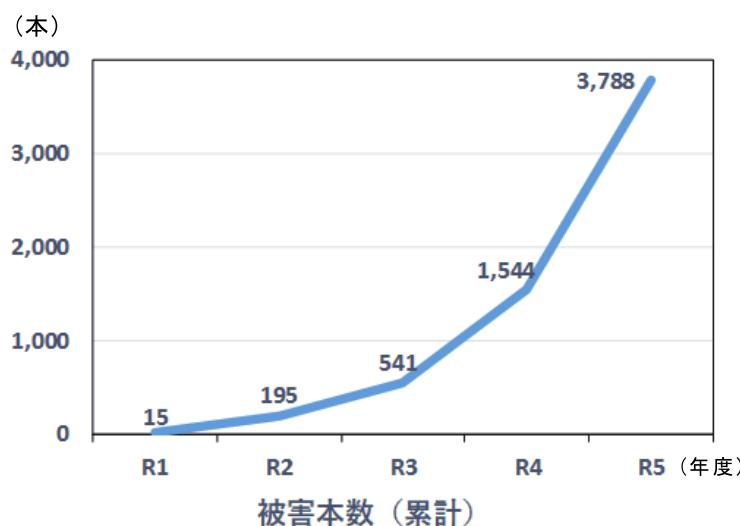
○公園や街路樹等において、成虫の活動期以前である4月からの速やかな
防除対策が求められているが、現行の「特定外来生物防除等対策事業」
では、交付決定等に時間を要していることから、速やかな防除対策に
取り掛かれない

○加えて、被害が拡大すると、さくらなど樹高の高い被害木の伐採・処分には、高所作業車等が必要となり多額の費用がかかることから、市町村財政において大きな負担となる恐れがある

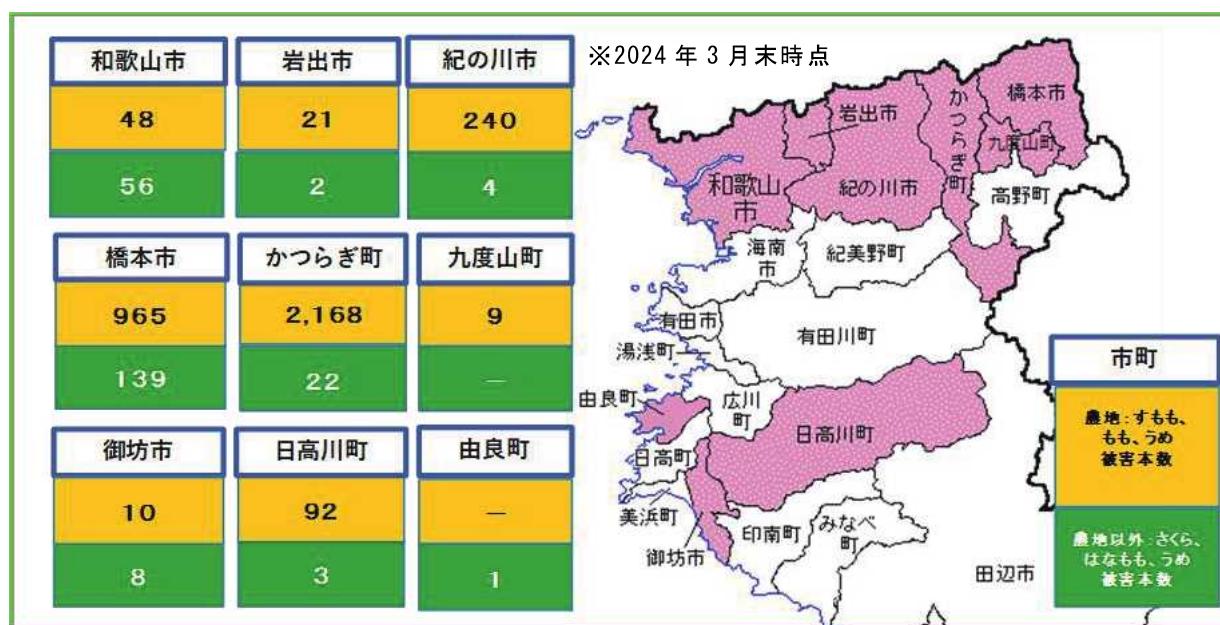


具体的な措置

- 1 農林水産省、環境省等の関係省庁の連携を強化し、共通した方針をもとに実効性のある防除体系を早期に確立すること
- 2 被害拡大防止及び経営維持対策に必要な予算を十分に確保すること
- 3 「特定外来生物防除等対策事業」について
4月からの防除対策が可能となるよう交付決定等を速やかに行い、補助率の嵩上げを行うとともに、必要な予算を十分に確保すること



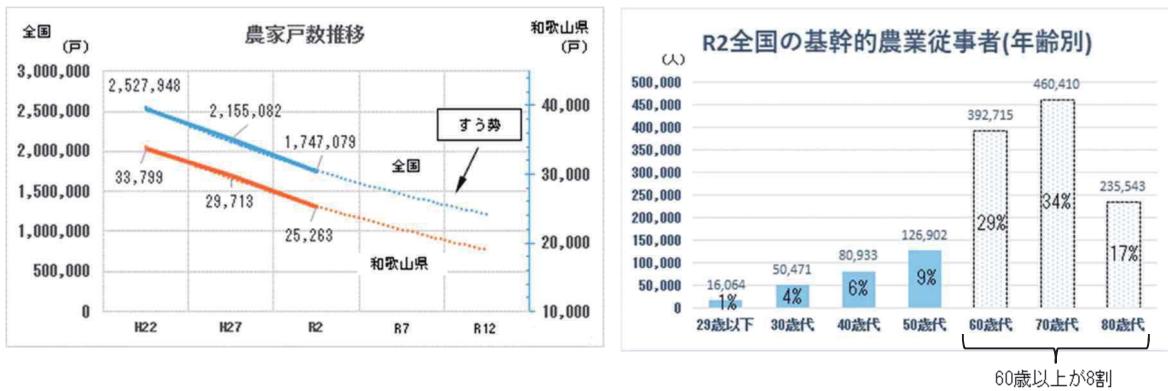
被害木(すもも)



農業の担い手確保対策の強化

現 状

- ・担い手の確保対策に取組んでいるが、依然として農家が減少傾向
- ・基幹的農業従事者のうち 60 歳以上が全体の 8 割



課 題

- ・食料安全保障の観点から、地域の担い手確保が重要であるが、親元就農者をはじめとして担い手の減少に歯止めがかからない
→ 新規就農者の確保・定着に向けた支援策の充実強化が必要
※経営開始資金の対象外の新規就農者に県独自の支援策を実施
(支援内容：親元就農、50～60 歳の就農者に 50 万円/人を交付)
- ・雇用就農の受皿となる法人組織等の育成が重要
→ ハードルが低い雇用就農を進めるため、法人育成策の充実が必要
※加工部門の立ち上げ、営業人材の雇用など県独自に法人育成策を実施
(補助率等：生産拡大等の取組の 1/3 以内、上限 1,000 万円)



具体的な措置

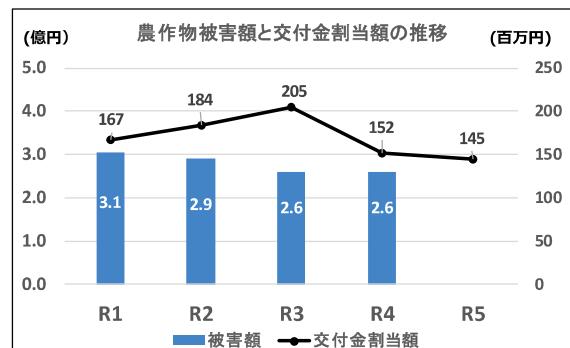
- 1 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の年齢制限や親元就農への支援要件を拡充するなど、就農支援策を見直すこと
- 2 雇用就農を促進するため、法人や協業組織の育成策を充実させること

野生鳥獣被害対策の強化

現 状

●本県農作物被害金額の推移

- ・被害額は、年間約3億円で高止まり
- ・豚熱蔓延により被害額減少



●鳥獣の推定生息数の状況

- ・シカの推定生息数は増加
H26(53,993頭) → R4(72,605頭)
- ・イノシシは豚熱蔓延が収束し、生息数が回復傾向
豚熱陽性率 R3(28.7%) → R5(0.2%) ※R6.2現在

●国交付金割当額の推移

- ・鳥獣被害防止推進交付金の割当額が大幅減
R3(205百万円) → R5(145百万円)

●有害捕獲の補助上限単価の状況

- ・補助上限単価は物価が上昇している
にもかかわらず、見直されていない
特に幼獣の単価は捕獲コストに見合っていない

国による補助上限単価 (円／頭)				
	イノシシ	シカ	サル	アライグマ
成獣	7,000		8,000	
幼獣			1,000	

●本県の取組

農作物鳥獣害防止総合対策事業（令和6年度当初予算457百万円）

- ・捕獲や防護柵整備、狩猟者育成など総合的な対策を推進
- ・ニホンジカのもぐり込み式わなによる管理捕獲

課 題

- ・県第二種特定鳥獣管理計画の捕獲目標頭数分の予算が確保されていない
- ・交付金が不足し翌年度払いとなった場合、現場の捕獲意欲が減退

具体的な措置

- 1 管理計画に基づく有害捕獲数に見合った予算を十分に確保すること
- 2 有害捕獲では、柔軟な予算運用が可能となる基金体制を検討すること
- 3 有害捕獲における成獣と幼獣の補助上限単価を統一すること